

1. 件名：原子力エネルギー協議会との面談
2. 日時：令和2年1月21日（火）15：10～16：10
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
技術基盤課 遠山課長、西崎企画官、成田課長補佐、山田係長
原子力規制部審査グループ
実用炉審査部門 川崎安全管理調査官、照井審査官
原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 部長、他2名
5. 要旨：
 - ATENA から、次回の発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合において、ATENA が事業者の実施計画を確認し、その進捗をフォローしていくことについて説明予定である旨、会合資料案を用いて説明があった。また、ATENA が本年3月末までを目途にガイド（案）を作成予定であるとの説明があり、原子力規制庁から、ガイドには何が規定されるのか質問した。これに対し、ATENA から、ガイドには評価手法等について定め、対策実施計画を作成するよう事業者にレターを発出することを検討しているとの返答があった。また、ガイドを作成し、レターを発出する方法には「非常用ディーゼル発電機不具合の傾向と改善策」での前例があるとの補足があった。
 - 原子力規制庁から、ATENA が事業者の対策の進捗をフォローするとの説明について具体的な説明を求めた。これに対し、ATENA から、ガイドとレターのいずれか又は両方にATENA が事業者の対策の進捗をフォローすることを記載し、設計や工事の節目でATENA が状況を確認したり進捗が滞っている場合にはその事由を確認したりする方針であるとの返答があった。
 - ATENA から、ATENA ガイドに基づき事業者が解析技術文書を作成し公表するとの説明があり、原子力規制庁から解析技術文書には何が記載されるのか質問した。これに対し、ATENA から、PWR と BWR それぞれの解析結果を記載して、プラントごとの設計に活用されることを想定しているとの返答があった。
 - ATENA から、工事実施時期について、再稼働済のプラントは2023年度以降の最初の施設定検を目途に、2023年度までに再稼働するプラントは再稼働後の最初の定検を目途に、2023年度以降に再稼働するプラントは再稼働時期までに実施するとの説明があり、原子力規制庁から、工事は合理的な範囲で早期に実施されるべきでありプラントご

とにいつ工事が実施されるのか示されたい旨指摘した。これに対し、ATENA から、プラントごとの工事実施時期の公表については検討したい旨返答があった。

6. 配付資料：

- デジタル安全保護回路のソフトウェア CCF の影響評価と対策 2019 年 1 月 29 日 原子力エネルギー協議会 1 月 21 日ドラフト

以上